

墓碑等の規格制限について

飯塚市霊園条例第12条第1項、同施行規則第8条等により、墓地の種類毎に設置できる墓碑等の制限があります。

【普通墓地】 区画面積：6㎡（募集…5区画）

〈該当墓地〉 ①B区3列32番

②B区19列301番

③C区4列30番

④C区6列48番

⑤C区11列135番

〈制限内容〉

- 碑石の高さは路面から2.5m以内、階段天から2.2m以内です。
 - 碑石等の形状・寸法は自由ですが、他の墓地との調和及び美観を保持したものとします。
 - 囲障の変更及び上屋その他工作物の設置はできません。
 - 植栽する場合は以下の樹種から管理可能なものを選定し、常に路面から1.3mの高さ、葉張0.8m以内で整形し、通路や隣接地に障害が及ばないようにしてください。
- 植栽可能な樹種・・・サツキ、ツツジ、ツゲ、オオゴンヒバ、イソシバ、

ジンチョウゲ

【規格墓地 B】 区画面積：6 m² (募集…2 区画)

〈該当墓地〉 ⑥E 区 5 列 36 番

⑦H 区 8 列 140 番

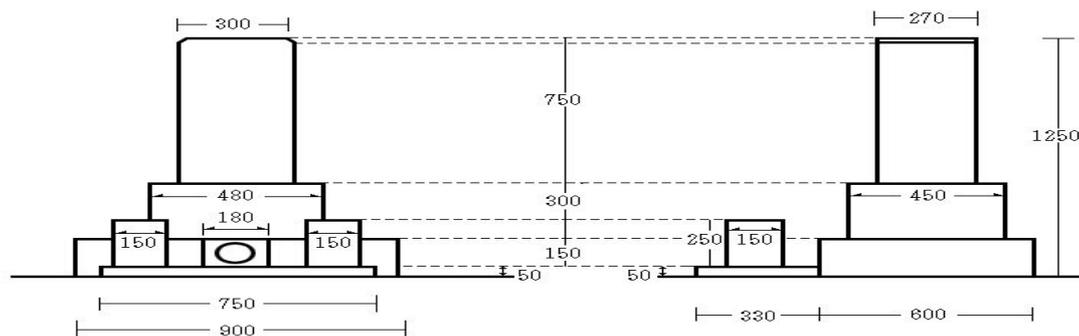
〈制限内容〉

- 碑石等は以下の図《和式》《洋式》に示すとおりとします。
- 碑石の頭部は側面をカットしてください。
- 墓誌の寸法は 0.5m×0.5m 以内とします。
- 灯籠は「三尺物」以下とし、高さ 0.9m 以内とします。この基点は階段の天盤(コンクリート部)からとし、高さ制限以内であれば灯籠の下台の設置も可能です。
- 拝み石(踏み石)・灯籠・墓誌・物置台・ベンチ・玉砂利敷及び水子地蔵の設置も可能です。
- 墓地付属の地下納骨施設、青の他の墓地施設の現状変更はできません。
- 囲障の変更及び上屋その他工作物の設置はできません。
- 植栽は以下に記載の樹種から管理可能なものを選定し、常に路面から 0.8m の高さ・葉張 0.5m 以内で整形し、通路その他墓地の施設、または隣接地に障害を及ぼさないようにしてください。

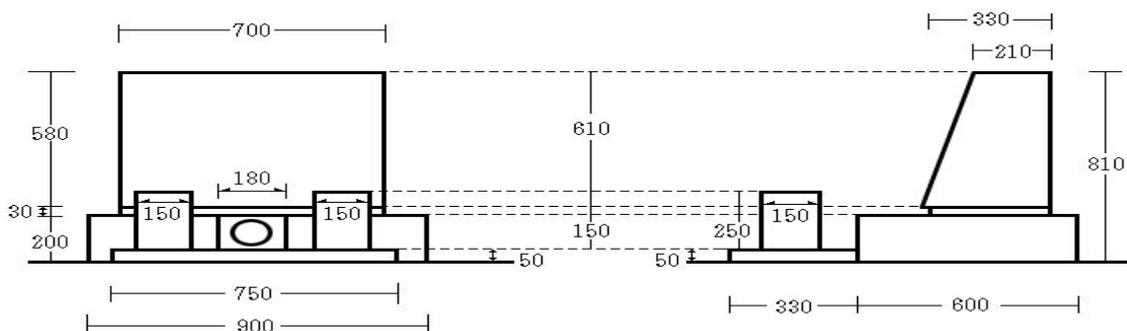
植栽可能な樹種・・・サツキ、ツツジ、ツゲ、オオゴンヒバ、イソシバ、

ジンチョウゲ

《和式》



《洋式》



【自由墓地】 区画面積：10.00㎡（募集…2区画）

〈該当墓地〉 ⑧C区3列37番

⑨E区3列29番

〈制限内容〉

- 碑石等の正面は、原則として通路に面し、平行に設置してください。
- 碑石等の高さは、路面から4.0m以内とします。
- 囲障の高さは2.0m以内とし、石材・ブロック又はコンクリートをもって築造してください。
- 囲障を築造する場合は、隣接する墓地の境界線よりそれぞれ0.1m以上空けてください。
- 碑石等の形状・寸法は自由ですが、他の墓地との調和及び美観を保持したものとします。
- 植栽は以下に記載の樹種から管理可能なものを選定し、常に路面から3.0mの高さ・葉張り1.0m以内で整形し、通路その他墓地の施設、または隣接地に障害を及ぼさないようにしてください。

植栽可能な樹種・・・サツキ、ツツジ、ツゲ、オオゴンヒバ、イソシバ、

ジンチョウゲ